

# 彩の国さいたま人づくり広域連合行政組織規則

平成11年7月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長の統轄する機関の組織について必要な事項を定めることにより、その所掌事務等を明確にし、もって事務の適正かつ能率的な運営を図るものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局に、政策管理部及び人材開発部を置く。

(事務分掌)

第3条 政策管理部及び人材開発部の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(事務局長の職及び職務)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、広域連合長の命を受け、広域連合の事務を総括整理するとともに、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

(部長等)

第5条 前条に定めるもののほか、必要に応じて、別表第2の左欄に掲げる組織に、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第6条 前2条に定めるもののほか、必要に応じて、別表第2の左欄に掲げる組織に、別表第3及び別表第4の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(職の任命)

第7条 前3条の規定に定める職は、職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(技能職員)

第8条 職員のうち別表第3及び別表第4の職を命ぜられた者を技能職員という。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日規則第3号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月9日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部 名	分 担 事 務
政策管理部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な企画・運営に関する事。</li> <li>2 予算の編成及び執行に関する事。</li> <li>3 決算に関する事。</li> <li>4 会計事務に関する事。</li> <li>5 財産に関する事。</li> <li>6 組織及び職員に関する事。</li> <li>7 議会に関する事。</li> <li>8 広域連合長及び議会議員の選挙に関する事。</li> <li>9 選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事。</li> <li>10 広聴及び広報に関する事。</li> <li>11 条例、規則等に関する事。</li> <li>12 文書に関する事。</li> <li>13 構成団体との連絡調整に関する事。</li> <li>14 その他、他の部等の所掌に属さない事項に関する事。</li> <li>15 県職員及び市町村職員の政策研究に関する事。</li> </ol>
人材開発部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県職員の研修に関する事。</li> <li>2 市町村職員の広域研修に関する事。</li> <li>3 県職員及び市町村職員の共同研修に関する事。</li> <li>4 市町村職員の人材交流に関する事。</li> <li>5 市町村職員の人材確保に関する事。</li> </ol>

別表第2（第5条関係）

組 織	職	職 務
事務局	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主任	上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。

別表第3（第7条関係）

職	職務
上席主任	上司の命を受け、自動車の運転の業務で相当困難なものに従事する。
主任	上司の命を受け、自動車の運転の業務で困難なものに従事する。
技師	上司の命を受け、自動車の運転の業務に従事する。

別表第4（第7条関係）

職	職務
専門員	上司の命を受け、自動車の運転の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。